

# 金融取引への消費税課税

饗庭靖之<sup>1</sup>

## 第1 はじめに

租税公平主義は、税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならないが、各種の租税法律関係において国民は平等に取り扱わなければならない原則である。

租税を負担することは国民の義務であるが、税負担は各人の担税力に応じて配分されるべきである、という考え方にに基づき、租税公平主義は、税につき、担税力に即した課税と租税の公平を要請するものとして理解されている。

租税における公平を実現することは、自由で競争的な社会の形成維持のために、社会経済活動を行う基盤となるルールの公正として必須のものであり、より公平な税制を目指すことが必要だと考えられる。

とりわけ消費税の場合は、すべての財・サービスの取引に、一律の税率の課税がなされるので、およそ経済活動として取引が公平に行われるためには、すべての取引に一律に機械的に消費税の課税がなされなければならないはずである。

ところが、消費税は、金融取引や不動産取引について、非課税とされていることは、公平な取扱いとはいえないとの疑問がある。本稿では、金融取引について、非課税の取扱いとされることは正当化できないことを論証する。

## 第2 消費税課税の公平化

### 1 消費税の問題点

消費税は、財、サービスを購入しようとする者が、消費税を負担することを認識した上で、消費税を負担して財、サービスを購入する決定をするという担税意識を伴う税制であり、自己の意思に基づく税負担という点に忠実な租税制度である。

しかし、消費税が、所得税や法人税と並んで中核的な租税制度となるためには、現在の消費税が金融取引や不動産取引などを非課税とすることで、他の消費税が課される財、サービスの取引行為との間に差を作り出し、金融セクター等と非金融事業との間で不公平を生じている点がある。

また、消費税の持つ逆進性は、個人の家計における、所得税の持つ所得の再分配機能を大きく減殺していることから、消費税による低所得者への過大な課税を解消する制度を持つことが必要と考えられる。

### 2 金融取引や不動産取引への消費税課税の必要性

#### (1) 問題点

金融・保険取引や不動産取引は、その取引の対象である有価証券などの金融商品や不動産について、ほかの財、サービスのように、消費の対象として観念できないとの理由

---

<sup>1</sup> あえばやすゆき 東京都立大学東京法科大学院教授・首都東京法律事務所弁護士

で、消費税の対象とされていない。

消費税は、財、サービスを取得するため代金の支払いがなされることに担税力を見出す課税制度である。そのことから、有価証券や金融商品、不動産を取得するため代金の支払いがなされているにもかかわらず、これらを消費できないとの理由で消費税を非課税とすることが是認できるのか検討する必要がある。

## (2) 消費税の課税対象と課税方式

消費税の課税の対象は、事業として対価を得て行う①資産の譲渡、②資産の貸付け、③役務の提供、④輸入取引（以下「資産の譲渡等」という。）である（消費税法2条1項8号、4条2項）。

消費税は、最終的な消費行為よりも前の段階で物品やサービスに対する課税が行われ、税負担が物品やサービスのコストに含められて最終的に消費者に転嫁することが予定されている間接消費税である。消費税の納税義務を、課税資産の譲渡等を行った事業者が負うのは、最終消費の段階では租税の徴収を行うことが困難であるという徴税技術上の理由による<sup>2</sup>。

消費税は、ゴルフ場利用税や入湯税のように、最終的な消費行為そのものを対象として課される直接消費税ではなく、酒税と同じく、消費支出に担税力を認めて課税されるものである<sup>3</sup>。

財、サービスの対価の額の表示に、消費者へ転嫁される消費税額を含めて表示を求める総額表示方式を規定する消費税法63条の適用は特別措置法で緩和され、事業者は外税方式と内税方式のいずれの方式もとることができるが、いずれにおいても、消費者に課税の負担を転嫁することが前提とされている。

そして消費者が購入する財、サービスは多段階を経て作られるため、消費税は、原材料の製造から小売までの各段階において事業が国民経済に新たに付加した価値に対する課税を行う付加価値税とされている。付加価値は、事業の総売上金額から、その事業が他の事業から購入した土地建物・機械設備・原材料・動力等に対する支出額を控除して算定し（控除法）、課税期間内の総売上金額に税率を適用して得られた金額から、同一課税期間内の仕入に含まれていた前段階の税額を控除することによって税額を算出する「仕入税額控除方式」をとっている。

## (3) 消費税に非課税品目を設けるべきでないこと

消費税は、財又はサービスを欲する人が、財又はサービスの購入を企図し、例えば代金100円と消費税10円の合計110円を負担して購入しようという意思に基づいて課税の負担が生じる税方式である。

---

<sup>2</sup> 金子宏「租税法」第22版（弘文堂）722頁

<sup>3</sup> 金子宏「租税法」第22版（弘文堂）737頁

財又はサービスを購入する対価として、代金が支払われるが、100円の代金を支払って財又はサービスを購入するのであれば、110円を支払うことも可能と考えられるので、財又はサービスを購入する者が10円を追加負担しうる購買力に担税力を見出して、代金を100円払うときに、10円の消費税を負担させるものである。

「財又はサービスを購入する人が、購入の対価を支払えるときは、その対価に税金を加えた額を対価とすることとしても支払うことができなくなることはない」ということは、「財又はサービスの需要曲線からみて、その価格の上昇が小さいときには、需要量の減少は小さいものにとどまり、消費者の多くは消費税負担をしても購入を行う」という購入を決定する消費者の意思の中に、担税力を見出しているのである。

購入に際しての追加的な負担の増額が、消費税分の負担なのか、財又はサービスの生産費の増加であるのかについては、財・サービスの購入者である消費者にとっては違いはない。したがって、消費者にとって、消費税が課税されていることは、財・サービスの購入価格が消費税額分の値上げがされていることと同等であり、課税当局から見れば、財・サービスの購入価格が消費税額分上昇させて、その購入価格の上昇分を、消費税として納税させていることになる。

したがって、消費税が、消費税課税により、財・サービスの価格を上昇させて、その価格上昇分に担税させていることは、消費者にとっては、財・サービスの価格一般である物価を上昇させて担税させていることを意味する。

上記のことから、消費税の課税対象である財・サービスの取引の一部に、非課税取引を設けることは、課税取引の対象品目では物価水準が上昇し、非課税取引の対象品目では物価水準が上昇しないという、跛行的な物価水準が形成されることになる。

これは、課税取引の対象品目と非課税取引の対象品目の間で異なる価格水準が形成され、また、わが国全体の財・サービスの需給調整において価格メカニズムによる最適資源の配分が実現されていないことを意味する。このことは、非課税取引である金融取引や不動産取引については、その取引に消費税額分の補助金が交付されているのと同様のことであるので、わが国の財・サービスについての価格メカニズムによる最適資源の配分の実現を、合理的理由なく妨げているものである。

このことから、財・サービスの購入について、消費税の非課税取引の対象品目を設けたり、軽減税率を適用する対象品目を設けたりすべきでないことが結論される。

### 3 金融取引において消費税の課税対象とすべきもの

現行制度では、金融取引は消費税の対象となっていない。金融業は、サービス業に属するところ、金融取引以外のサービスの提供には消費税が課税されることによって、金融サービスとその他の財、サービス提供との間で跛行的な購入対価の水準が形成され、結果、その他の財、サービス提供取引に比べ、消費税が課されていない金融サービス業の扱う取引については、消費税非課税分の補助金が交付されているのと同様の効果が

生じている。このことは、金融セクターの不当な優遇であり、その他のサービスセクターへの不合理な差別にあたると考えられる。

金融取引の非課税の理由としては、有価証券の譲渡、金融・保険取引について、有価証券や金融商品についてほかの物と同様に消費の対象として観念できず、また、金融取引はたんなる資本の振替ないし移転であることから通常の財貨やサービスの流れに課税する消費税になじみにくい<sup>4</sup>、などと説明されている。

しかし、これを疑問視する見解があり、「非課税措置については、本当に消費になじまないかどうかの検討が必要になる。これらの諸措置については、広義の消費に当たるから課税することができる、という理由づけもありえよう。(中略)これらの非課税措置は、消費税の性格になじまないといわれるが、他面では政策的考慮を含んでいる場合もありうる(金融取引の非課税など)と思われ、その当否は、単純な性格論のみで判断できる問題でもなさそうである。」<sup>5</sup>という指摘がある。

金融商品の購入者が、購入物の価値を消費し尽さないという理由については、消費税は、消費者(個人、法人)が代金を支払う行為に担税力を見出しているのであって、消費することに担税力を見出しているのではないから、モノないしサービスを消費しないと消費税の対象にならないという理由は説得力はない。

「金融取引は資本の振替ないし移転である」という命題は、金融は、資金が不足する者と資金が余剰する者との間で、その両者を結び、資金が必要される場所へ配分させる機能であることとらえることに由来する考え方であるが、この考え方は、金融業がサービス業として取引相手に対してサービスを提供していることを見落としている欠陥がある。

金融業はサービス業であり、製造業ではない。製造されたモノを売っているわけではなく、サービスを売っているのである。金融業者が作って売る金融商品は、モノではなく、資本と、サービスの提供を受ける権利を組み合わせることで一体としたものである。このため、金融商品の売買では、資本の移転が生じるとともに、金融サービスの提供が行われ、このサービスについては消費が行われているのである。

それでは金融サービスとは何かであるが、金融商品の取引において提供されているサービスとは、多くの場合、「リスクから解放する」ことをサービスの内容としている。

金融取引において提供されているサービスが、リスクから解放することであることの典型例は、オプション取引の対象であるオプションである。

### 第3 オプション取引における消費税課税の必要性

オプションとは、一定の商品や証券などの現物資産を所定の期日(満期日)ないし期

---

<sup>4</sup> 岩下忠吾「総説 消費税法」(財経詳報社 平成16年) 127頁

<sup>5</sup> 田中治「納税義務者・課税取引と非課税取引」「租税法と市場」(有斐閣 2014年) 714頁

間内に、所定の価額（権利行使価額）で、相手方から買い受ける権利（コール・オプション）または相手方に売り付ける権利（プット・オプション）を言い、この権利の売買をオプション取引という<sup>6</sup>。オプション取引では、2つの権利をめぐって売手と買手があり、買手から売手にオプションの代金として手数料（プレミアム）が支払われる。たとえば、X株式会社の株式を保有しているA株式会社は、X社の株価が下落すると予想し、B株式会社から現在の株価1900円、権利行使価額2000円、プレミアム100円、権利行使期間3ヶ月という条件で、プット・オプションを買い付けた。その後、株価が下落し、期間内のある日、株価が1700円となったので、A株式会社はB会社に対してプット・オプションを行使し、1株300円の売買益からプレミアム100円を引いた200円の利益を得た。プット・オプションを行使すれば、現物資産の値下がり危険を回避することができるし、コール・オプションを行使すれば、値上がりで得られる利潤を得ることができる。オプション取引で提供されるサービスの内容は、プット・オプションでは、値下がり危険というリスクから解放することであり、コール・オプションでは、値上がりで利潤が得られるという投機の機会の提供である。

オプションを購入することは、将来の一定の時期に一定の価格で一定の通貨ないしモノを取得できるというものであるが、それは、一定の選択権を行使できる権利を代金（プレミアム）を支払って購入するものであり、権利は、財産権の対象であり、かつ一定の時期に選択権を行使し、あるいは行使しないことにより、選択権は消滅することから、選択権は、一定の期間に選択権を行使し、あるいは行使しないことにより消費されたと評価できる。金融取引だから、消費はせず、消費税の課税行為にはならないという論理は、オプション取引には成立しないため、オプション取引を消費税の非課税取引としていることに合理的理由はないと考えられる。

オプションの対価（プレミアム）は、リスクの回避手段、投機の機会を買手に与え、これらサービスを一定期間内に消費するものとして提供するのであるから、オプションの購入代金であるプレミアムは、オプションの購入の対価として、消費課税の対象とすべきである。

オプションの対価（プレミアム）の金額には、理論価格が存在する。

オプション取引の代金（プレミアム）の理論価格を算出するのに広く用いられるブラック・ショールズモデルにおいては、原資産価格、権利行使価格、ヒストリカル・ボラティリティ（HV）（過去の商品価格の変動を基に統計的に算出されるもの）、残存期間、金利の5つのパラメータによりプレミアムを算出する。

オプションの対価（プレミアム）に理論価格が存在することは、商品や証券などの現物資産の価格変動のリスクからの解放、投機の機会の提供というサービスを内容とするオプションには客観的な経済的価値がある、ということを証明しているものである。

---

<sup>6</sup> 岡田豊基「現代保険法」22頁以下（中央経済社・2010年）

客観的な経済的価値があるオプションを売買することは、財の取引にあたることから、オプションの売買を、消費税の課税対象としなければならないことが明らかである。

以上のオプション取引が消費税の課税対象としなければならないことは、以下の各金融取引においても、同様に消費税の課税対象としなければならないことを意味する。以下で明らかにするが、金融取引において提供されている金融商品のうち、サービスの提供にあたる部分に対して支払われている対価に対して、消費税を課する必要がある。

#### 第4 保険取引の消費課税の必要性

プット・オプションと同様に、「リスクから解放する」ことをサービスの内容とする金融商品として、保険商品がある。このため、リスクから解放することをサービスの内容とする保険商品の取引には、消費税を課すことが必要と考えられる。

保険商品について、現在消費税は非課税とされているが、その理由は次のように説明されている。

「保険取引や共済は、大数の法則の下で構成された集団の中で相互保障のために資金をプールし、一定の事由（生命・財務等に対する災害等）の発生に対して構成員に払い戻すものであり、全体としては同一集団内での資金のやり取りであることが、保険料を対価とする役務の提供を非課税とする理由である」<sup>7</sup>とする。

しかし、「大数の法則の下で構成された集団の中で相互保障のためにプールされた資金を、数理計算により、一定の事由（生命・財務等に対する災害等）の発生に対して構成員に払い戻すものであり、全体としては同一集団内での資金のやり取りであること」は、保険取引において、給付反対給付均等の原則の下に、保険料と保険金の支払いとの間に等価交換が成り立っていることを意味する。しかし、等価交換であることは、契約一般に原則的にあてはまることであり、このことから保険契約に、金融サービスの提供の部分がなく、たんなる「資本の移転」であることを意味することにはならない。

保険契約において、生命・財務等に対する災害等の発生によるリスクを分散してもらいサービスの提供を受けることに対し、対価として保険料を支払うことは、「事業として対価を得て行われるリスクの譲渡並びにリスクを負担するという役務の提供」に対する対価の支払いとして、消費税の担税力を有しているという評価の対象となる。したがって、「保険料の支払いに対して消費税を課すことには、理論上の障害はないと思われる」<sup>8</sup>と金子宏教授から指摘されているものである。

保険は、プット・オプションと同じくリスクから解放するサービスを提供する金融商品としての性格を有する<sup>9</sup>。このサービスの対価が、保険料であるため、保険料支払額

<sup>7</sup> 岩下忠吾「総説 消費税法」（財経詳報社 平成16年）129頁

<sup>8</sup> 金子宏「租税法理論の形成と解明 下巻」（有斐閣 2010年）379頁

<sup>9</sup> 高尾厚「保険とオプション」25頁以下（千倉書房・1998年）

を消費税課税の対象とすべきと考えられる。

保険料は、保険商品の、一定の事由（生命・財務等に対する災害等）の発生に対して構成員に払い戻すというサービスの対価として支払われるものである。保険取引において提供されているサービスとは、リスクから解放するというサービスを提供しているものであり、リスクから解放するというサービスの対価である保険料に対して消費税を課することが必要と考えられる。

保険が、プット・オプションと同じくリスクから解放するサービスを提供することを、具体例で説明する。甲株式会社と乙株式会社との間で、価額2000万円の建物が1年間の間（権利行使期間）に火災で焼失しても、それを乙会社に2000万円（権利行使価額）で売りつけることができるプット・オプションを4万円（プレミアム）で買い付けたとする。期間内であれば、建物が焼失しても、甲会社はプット・オプションを行使して乙会社に建物を2000万円で買い取らせれば、2000万円の対価を得ることができる。

このことを保険契約で行えば、乙会社を保険者として、価額2000万円の建物が1年間（権利行使期間）に火災で焼失したとき、2000万円の保険金が出る火災保険契約に、甲会社が、保険料4万円で保険加入者となることとである。

## 第5 債権を証券化した金融商品に対する消費税課税の必要性

### 1 債権を証券化した金融商品に対する消費税課税のあり方

債権を証券化した金融商品の取引においては、資本の移転と、リスクから解放するサービスの提供が行われており、資本の移転の部分については消費税の対象外となり、リスクから解放するサービスの提供の対価の部分について消費税がされるべきであると考えられる。

まず、資本の移転の部分については消費税の対象外となる理由を明らかにする必要があり、このため、消費税はそもそもどのような取引を課税対象としているかを検討する。

「財又はサービスを、代金を受領して販売する事業者」と「財又はサービスを代金を払って購入する人」の間の取引では、「代金を払って購入する人」は、「財又はサービスの代金」の10%の消費税を負担する。一方、「代金を受領して販売する事業者」は、金銭を取得する対価として、「財又はサービス」を交付・提供しても、消費税を負担しない。

これは、消費税は、対価を払って財、サービスを取得・提供を受けることに担税力を見出しているのであって、財、サービスを交付・提供することによって対価を取得することは、担税の対象としておらず、「代金を受領して販売する事業者」に税負担させることを目的としていないからである。したがって、消費税の課税対象とされる「資産」に、「代金」となる金銭は、本来的に含まれない。

金銭が「資産」にあたらないことから、例えば、金銭と金銭の交換契約である為替取引では、契約の両当事者とも金銭を取得するから、両当事者は消費税を負担しない。為替取引では、一方当事者が他方当事者に行う金銭の交付は資本の振替ないし移転であるから、消費税が課されないと説明されている。

それでは、消費税の課税対象とならない金銭に、いかなるものが含まれるかが問題となる。金銭、すなわち通貨（マネー）に、どのような金融商品を含めるかについては、国や時代によって異なっており、一義的に決まっていない。我が国の場合、対象とする通貨の範囲に応じ、M1、M2、M3、広義流動性といった4つの指標が作成・公表されており、最広義の広義流動性には、M3に加え、金銭の信託、投資信託、金融債、銀行発行普通社債、金融機関発行CP、国債、外債が含まれる。このように、債権を証券化した金融商品も、通貨（マネー）に含まれ、資本にあたと理解される場合がある。

このことは、債権を証券化した金融商品の売買には、真正の金銭の売買と同じく、資本の振替ないし移転と評価すべき部分があることを示している。したがって、債権を証券化した金融商品の取引について、消費税を課する部分は、資本の振替ないし移転と評価すべき部分を除外して、リスクから解放されるというサービスの提供にあたる部分の対価を確定して、これに対して消費税を課することが必要である。

## 2 債権を証券化した金融商品の取引において消費税を課する対象

債権を証券化した金融商品の取引において、具体例で、「資本の移転」の取引の部分と、「リスクから解放する」とのサービスを売買する部分は、その内容は分離して確定していることを説明する。

3か月後に弁済期の到来する弁済額120円の債権を、100円で購入したときを例として、債権を証券化した金融商品の取引に対して行われなければならない消費課税の内容を示す。

この債権は、3か月後に120円の弁済が行われるとき、購入額の差額の20円の利益をもたらすが、一方、今後3か月の間に債務者にデフォルト等が生じ、弁済が行われないときは、債権の買手に債権の売買代金100円の損失をもたらす。

このことは、今後3か月の間に債務者にデフォルト等が生じ、弁済が行われないというリスクを債権の買手が引き受け、債権の売手がこの利益の可能性とリスクの負担から解放されることの対価として、債権の買手が、債権額と購入額の差額の20円の利益を受け取ることを意味する。

このことは、債権の買手がプット・オプションを売り、債権の売手がプット・オプションを購入したのと同様になっており、債権者の買手が、20円のプレミアムで、「3か月間内の債務者のデフォルト等により弁済が行われないとき、120円を支払う」というプット・オプションを売り、債権の売手がこのプット・オプションを購入したこと

に等しい。

このことから、債権の売買の取引は、以下のような「資本の移転」の取引の部分と、「リスクから解放する」とのサービスを売買する部分との複合的な契約から成り立っていることが説明できる。

- 3 債権の売買の取引は、「資本の移転」の取引の部分と、「リスクから解放する」とのサービスを売買する部分との複合的な契約から成り立っていること

上記の債権の売買の取引のうち、「資本の移転」の取引の部分は、「債務者が弁済する資力が無くなる等により弁済する債務の不履行をしたことを解除条件として、当該債権を対価120円で、債権の買手が債権の売手から購入する契約」の部分である。

上記の債権の売買の取引のうち、「リスクから解放する」とのサービスを売買する部分は、「債務者が弁済する資力が無くなる等により弁済する債務の不履行をしたことを停止条件として、権利行使価格120円のプット・オプション（当該債権を譲渡して、120円を支払ってもらふ権利）を、対価（プレミアム）20円で、債権の買手から債権の売手が取得し、この120円を支払ってもらふ権利と、債権売買契約が解除されて債権の売手から債権の買手が120円を支払ってもらふ権利の両者を対等額120円で相殺することに合意する契約」の部分である。

債権を証券化した金融商品の取引において、実際には、債権を120円で買う契約とプット・オプションを20円で売るオプション取引の差額決済として、債権価額の120円からプレミアム20円を差し引きして、100円が支払われているのである。

以上の契約が、当該債権の債務者がデフォルト等することなく弁済するときと、弁済できなかったとき、後でどのように処理されるか説明する。

まず、この取引後、債務者がデフォルト等することなく弁済したとき、次のようになる。弁済が行われることにより、当該債権は消滅する。当該債権が消滅することにより、債権売買契約の解除条件は行使されることのないまま消滅する。このため、当該債権の買手は債権を取得したことに確定するが、弁済を受けたことにより、当該債権は消滅する。これにより、「3か月後に弁済期の到来する弁済額120円の債権を、100円で購入した」という事実と、「当該債権を対価120円で、債権の買手が債権の売手から購入した」という事実と、「プット・オプションを、対価20円で、債権の買手から債権の売手が取得した」という事実が確定する。このため、プット・オプションを、対価20円で、債権の買手から取得した債権の売手は、20円につき、消費税を負担する義務を負う。

これに対して、債務者がデフォルト等により当該債権について弁済期に弁済をしなかったとき、次のようになる。債権売買契約の解除条件が成就して売買契約は消滅し、債権の売手は受け取っていた売買代金120円を買手に返還する義務を負う。しかし「120円を支払ってもらふ権利と、債権売買契約が解除されて債権の売手から債権

の買手が120円を支払ってもらう権利の両者を対等額120円で相殺することを合意」が予めなされているので、120円を支払ってもらう権利が成立した時点で相殺の効力が生じ、結局、後での決済は行われない。これにより、「3か月後に弁済期の到来する弁済額120円の債権を、100円で購入した」という事実と、「当該債権の売買契約は解除され、対価の120円につき、債権の買手は債権の売手から返してもらう権利を生じた」という事実と、「プット・オプションを、対価20円で、債権の買手から債権の売手が取得した」という事実と、「プット・オプションを行使して、120円を、債権の売手は債権の買手を支払ってもらう権利を取得した」という事実と、「120円を支払ってもらう権利と、債権売買契約が解除されて債権の売手から債権の買手が120円を支払ってもらう権利の両者が対等額120円で相殺された」という事実が確定する。このため、プット・オプションを、対価20円で、債権の買手から取得した債権の売手は、20円につき、消費税を負担する義務を負う。

このため債権の売手の受け取っていた100円は確定的に売手のものになり、買手は債権の弁済を受けることなく、債権がデフォルト等による支払われないリスクを負担することになる。

上記の設例で、「債務者が弁済期までの間にデフォルト等により弁済しえなくなることを解除条件として、対価120円で売買される」との取引は、債権が弁済されないリスクが現実になったときには、契約が解除されて弁済されないリスクが売手に戻り、リスクが買手に移転していない形での債権売買の契約であり、この取引が、債権売買の取引のうちの、資本の振替ないし移転にあたる部分の取引の部分である。

これに対し、「債権の売手は、当該債権が債務者のデフォルト等によって無価値になるとき権利行使価格120円のプット・オプションを、プレミアム20円で、債権の買手から取得している」との部分、債権を証券化した金融商品の取引において、金融商品がデフォルト等により無価値となるというリスクから、債権の売手を解放するというサービスを提供している部分の取引となっているものである。

#### 4 債権の売却者が消費税を負担しなければならない理由

この場合、債権を証券化した金融商品を、利益を求めて購入者が取得しているのに、売却者がリスクから解放されるというサービスの提供を受けていると評価してよいのかという疑問を生じえようが、この点は、次のように説明される。

債権の売買の取引は、「資本の移転」の取引の部分と、「リスクから解放する」とのサービスを売買する部分との複合的な契約から成り立っており、債権の買手は、「資本の移転」の部分だけを取引によって取得することは不可能である。なぜなら、購入した債権が弁済期に支払われないリスクがあるからである。

購入した債権が弁済期に支払われないリスクがあるとは、購入した債権が無価値になる可能性があるということである。債権の売買とは、購入した債権が無価値になるリ

スクが、債権の売手から買手に移転することである。債権が無価値になるリスクを引き受けるとは、買手となる人が、損失分を負担しているということであり、損失分を負担するということを抽出したものが、値下がり分の損失を負担するプットオプションの売手が取得したものである。したがって、債権の買手は、プットオプションの売手と同じ立場に立ち、債権の売手は、プットオプションの買手と同じ立場に立ち、債権が無価値になるリスクから解放されている。

このように、債権を証券化した金融商品の取引において金融サービスを提供しているのは、債権を買うことによって自ら債権が弁済されないかもしれないリスクを負担しようとする買手が、債権の売手をリスクから解放するのであるから、債権の買手が、金融サービスを提供している。

したがって、リスクから解放するという金融サービスの提供を受ける対価として、20円のプレミアムが売手から買手に対して支払われていることから、債権の売手に消費税を課することが必要となる。

債権を証券化した金融商品を売ることは、プット・オプションと同様に、一定期間のリスクに対応する手段を売手に与える点で、売手は、一定期間内に消費される財・サービスの提供を受けた者として、消費税を負担すべきことから、債権価額120円と債権の購入価格の差額の20円が、プット・オプションのプレミアムに等しいことから、この20円につき、債権の売手が消費税を負担することが必要である。